

高齢者ふれあい・いきいきサロン バスハイク助成事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遠出をする機会の少ない高齢者に対して、ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という）を基盤として、バス等を利用した外出と仲間づくりの機会を創出し、生活の活発化を促進することを目的としたバスハイク事業（以下「本事業」という）の円滑な運用を図るため、赤い羽根共同募金を原資として、予算の範囲内で事業費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 本事業を利用できるものは、次のものとする。

- (1) 前橋市社会福祉協議会（以下「本会」という）のサロン助成金を受けている団体
- (2) その他本会会長（以下「会長」という）が特に認めたもの

(助成条件)

第3条 本事業の助成条件は、次のとおりとする。

- (1) 本事業に参加した人を積極的にサロンに誘い、日頃の交流につなげること
- (2) 本事業を通じて住民同士の日頃の見守り支え合いを促すこと
- (3) 本事業に関し、サロン助成以外の本会の助成を受けていないこと
- (4) 参加人数が概ね10人以上であること

(助成の範囲)

第4条 助成の範囲は、一般旅客運送事業者への依頼に伴うバス・タクシー借り上げ代、高速道路利用料、駐車場代等、バス会社に支払うもの及び参加者の保険料とし、飲食代、娯楽施設等入場料を含まないものとする。

(助成金額)

第5条 助成金額は前条に定める範囲に係る費用内とし、上限を**3万円**とする。

(助成回数の限度)

第6条 助成金の交付は、当該年度において1回を限度とする。

(申請方法)

第7条 本事業の利用を希望する者は高齢者ふれあい・いきいきサロンバスハイク事業利用承認申請書（様式1）に所定の事項を記入し、原則、事業実施の1カ月前までに会長に申請をするものとする。

(申請の承認)

第9条 会長は、本事業利用の申請に対し、承認の可否を決定しその旨を申請者に通知するものとする。

申請者は、利用承認決定後利用計画に変更を生じた場合は、直ちに会長に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 利用承認を受けたものは、事業終了後1カ月以内に、助成金交付申請書(様式2)を提出し、助成金を受け取ることができるものとする。

(免責事項)

第11条 本事業の利用にあたって生じた利用者側の損害等について、会長は一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。